

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

天草市長 馬場 昭治

市町村名 (市町村コード)		天草市 (432156)
地域名 (地域内農業集落名)		上津浦地区
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年2月3日（第 1 回）

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

地域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	27.8ha
農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	27.8ha

(2) 地域農業の現状と課題

当地区は、農業者の高齢化や後継者の不在により、耕作されない農用地が増加する可能性がある。そのため、基盤整備を実施し中心経営体となる担い手への農地の集積・集約化の取組みを行っていく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

地域の主要作物は水稻となっており、米消費量の減少や、米価低迷の状態が続き生産拡大は見込めない状況となっている。このため、基盤整備を行い、地域の担い手が一体となって積極的に共同維持活動に参加することで、生産コストの削減を図る。また併せて、収益性のある園芸野菜等の栽培など、新たな農業生産スタイルの導入・検討を進めていく必要がある。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
上津浦地区営農改善組合を中心に地域の担い手となる新たな雇用を図っていく。また、地域の内外から農地を利用する者を確保し、集落全体で支援体制を構築することで営農の定着を促進する。
(2) 農用地の集団化（集約化）に関する目標
担い手が利用する農地面積は27.8ha（令和6年度時点） 後継者不在の農用地を担い手に集約化することで、担い手が利用する農地面積増加を進める（令和7年度から）

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置（必須項目）

(1) 農用地の集積、集団化の取組
上津浦地区営農改善組合が話し合いの場の中心となり、基盤整備を行うことで新たな担い手への農地の集積・集約化を進める。
(2) 農用中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を活用しながら、担い手となる中心経営体等への農地集積を進める。
(3) 基盤整備事業への取組
実施中
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び天草市担い手育成支援協議会等と連携して、地区内外からの多様な経営体を地区へ呼び込み、地域全体で栽培技術や生産活動など、新たな担い手の育成を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じてJA等のサービス事業体（農作業受託組合）へ委託する事で、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。）

☒	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

①イノシシ被害が拡大しないように必要に応じて防護柵を設置する。